

北企企発第6号  
平成29年4月25日

北本市商工会  
会長 深井英明様

北本市長 現王園孝昭  
(公印省略)

### 北本市ふるさと納税の返礼品への協力について

陽春の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
本市の商工業の振興につきましては、日ごろから格別の御理解 御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本市では、地方公共団体への寄附制度のひとつである「ふるさと納税」を推進しており 貴商工会を通じまして、寄附者への返礼品を用意しているところでございますが、本年度は、更なる促進のため、ふるさと納税の協力事業者の公募を開始することといたしました。

つきましては、ふるさと納税の返礼品として商品等を御提供いただける事業者様がいらっしゃいましたら、公募の旨を御案内いただきたく 御依頼申し上げます。

なお、詳細につきましては別添の資料のとおりでございますが、本事業は、ふるさと納税制度を活用した市内事業者様の商品PR及び販路拡大に寄与する取組でもございますので、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

これまでの御尽力に感謝申し上げますと共に、今後とも本市の「ふるさと納税」に御協力をいただけますようお願い申し上げます。

担当

企画財政部企画課企画統計係

電話 594-5516

市民経済部産業振興課商工労政 観光担当

電話 594-5530

## 北本市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

### (目的)

第1条 この要領は ふるさと納税制度による北本市への寄附の促進と北本市の魅力向上や地元特産品のPR 販売促進及び地域経済の活性化等の相乗効果を図るため 本市へふるさと納税をした個人に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する協力事業者の募集について必要な事項を定めるものとする。

### (協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は 次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 市内に事業拠点(本店、支店 営業所又は工場)を有する法人 その他の団体又は個人事業主であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 代表者等が 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は この限りでない。

### (返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は 次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 市内で生産 製造 加工、販売、サービス又は企画等がなされていること。

(2) 北本市の魅力を発信する商品 サービスであること。

(3) 全国各地に発送が可能で、かつ安全に送付することができるもの。サービスの場合は 市内で提供されるものであること。

(4) 飲食物の場合は寄附者に到着後 7日程度の消費期限が保証されるものであること。

(5) 数量的に安定供給が見込めるものであること。(期間限定、数量限定の場合 提供期間内の安定供給が見込めるもの。)

(6) 市からの依頼後 速やかに商品の発送又はサービスの提供ができること。

2 返礼品等の提案価格は消費税 梱包代等の必要経費を含み 次のとおりとする。なお 実際に要した返礼品等の代金及び送料は、協力事業者からの請求に基づき市が支払うものとする。

寄附金額	提案価格(税込み・送料は除く)
5,000円以上	1,500円以下
10,000円以上	3,000円以下
30,000円以上	9,000円以下

ただし 上記の要件に適合しても 市が返礼品等として適当でないと認めた場合は この限りでない。

(募集期間)

第4条 協力事業者の募集は 原則として随時行うものとする。

(申込方法)

第5条 協力事業者の申込みをするものは 別紙「北本市ふるさと納税返礼品等提案申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる添付資料とともに持参 郵送 ファックス又は電子メールにより北本市企画財政部企画課まで提出するものとする。なお 電子メールによる提出の場合は 押印箇所があるため、PDF形式等押印が確認できるデータで提出するものとする。

(1) 商品 サービスの写真(画像データ)

(2) 事業者概要及び商品 サービスの内容がわかる資料

(※該当資料がない場合は 添付不要)

(選考方法等)

第6条 提出書類を基に、本市への寄附金に対する返礼品等として適当であると認められるか総合的に判断し、その結果を 申込者に文書により通知するものとする。

(個人情報保護)

第7条 協力事業者は 本事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、北本市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならない。市から提供した寄附者の個人情報は 返礼品等を送付する目的以外に使用してはならない。協力事業者に選定された場合は 市と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わすものとする。

(留意事項)

第8条 申込みに当たっては 次の各号に掲げる事項を承諾することとする。

(1) 返礼品等は寄附申込み時に寄附者が選ぶものであり、提供した返礼品等が選択されない場合もあること。

(2) 協力事業者は次の事項が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

ア 承認された返礼品等を変更又は辞退しようとする場合

イ 返礼品等の品質 発送及び提供の過程等において事故

等の問題が発生した場合

- (3) 協力事業者は 返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は 真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告すること。また 品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わないこと。
- (4) 市は、登録された協力事業者や返礼品等が本要領第2条及び第3条に掲げる要件に適合しなくなったと認める場合又は提供される商品 サービスが返礼品等として不適切であると判断した場合は その登録を取消すこと。
- (5) 市は、登録後 申込内容に虚偽が発覚した場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合はその登録を取消すこと。
- (6) 提出された申込書及び添付書類は返却しないこと。  
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は 平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は 平成29年5月1日から施行する。

# 北本市ふるさと納税返礼品等提案申込書

(あて先)

平成 年 月 日

北本市長

所在地 北本市

フリガナ

名称

印

代表者氏名

「北本市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領」に基づき、下記のとおり、必要資料を添えて応募します。  
 なお、応募にあたっては、募集要領の第2条及び第3条の要件をすべて満たしていることを誓約します

また、募集要領の要件である「市税の滞納がないこと。」を確認するため、市税の納税状況について確認することについて同意します。

1	返礼品（セット）名 またはサービス名		
2	返礼品（セット）等の 内 容		
		消費 賞味期限（飲食物の場合）	<input type="checkbox"/> 消費期限（ 日） <input type="checkbox"/> 賞味期限（ 日）
3	返礼品（セット）等の 説明 P R *HP・パンフレット等に 掲載します		
4	返礼品等の金額	提案価格（税込）	(内訳)
		円	商品(サービス)代 円 梱包代 円
5	発送について	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	※東京都に送付する場合 送料 円
6	提供・発送可能時期等	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月～ 月） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定）	
7	事業者情報 *HP・パンフレット等に 掲載します	電話:	FAX:
		電子メール:	
		リンクを希望するURL:	
8	担当者連絡先 (発注の連絡先)	所属:	氏名:
		電話:	FAX:
		電子メール:	

※返礼品（サービス）ごとに申込書を作成してください。

※添付資料：①商品（サービス）の写真（画像データ）

②事業者や商品等の内容がわかる資料（該当資料がない場合は、添付不要）